

資料3

○第3期江別市子ども・子育て支援事業計画からの変更点

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	修正前	修正後	修正の方向性
1	2	第1章 計画の策定にあたつて	2 計画の性格と位置づけ	(1)法的位置づけ	市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、市町村子ども・若者計画として位置づけます。	市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく、市町村子ども・若者計画として位置づけます。	若者の分野を加えるにあたり、本計画を子ども・若者育成支援推進法に基づく、市町村子ども・若者計画としても位置づけるため、追記しました。
2	3	第1章 計画の策定にあたつて	2 計画の性格と位置づけ	(2)江別市計画体系等における位置づけ	第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(令和7~11年度)	江別市子ども計画(令和7~11年度)	子ども計画への移行に伴い、修正しました。
3	4	第1章 計画の策定にあたつて	3 計画の期間	–	第3期江別市子ども・子育て支援事業計画(令和7~11年度)	江別市子ども計画(令和7~11年度)	子ども計画への移行に伴い、修正しました。
4	5	第1章 計画の策定にあたつて	5 こども計画への移行	–	こども基本法第10条に基づき市町村こども計画の策定が努力義務とされました。市町村こども計画は本計画と一体として作成できるため、本計画を生かしながら見直しを行い、市としてのこども計画の策定を進めます。また、市町村こども計画の策定にあたっては、こども大綱と都道府県こども計画を勘案することとされており、現在、策定に向け検討が進められている北海道こども計画の動向を注視しながら、その内容を踏まえた計画とします。	削除	子ども計画への移行に伴い、削除しました。
5	19~22	第2章 子どもたちを取り巻く現況	3 子ども・若者の声	–	–	追加 ※文言は、素案のとおり	子ども計画の策定に当たり、必要とされている当事者の声として、アンケート調査、ワークショップ、意見交換会の結果概要を掲載しました。
6	24	第2章 子どもたちを取り巻く現況	4 計画策定に向けた課題	課題4 子ども・若者の居場所づくり	課題4 子どもの居場所づくり	課題4 子ども・若者の居場所づくり	居場所づくりに関する課題は、若者も同様でしたので、追記しました。
7	24	第2章 子どもたちを取り巻く現況	4 計画策定に向けた課題	課題4 子ども・若者の居場所づくり	–	・令和7年に実施した中学生から大学生までを対象としたワークショップや、若者を対象としたアンケート、関係機関等との意見交換では、様々な居場所に関する意見がありました。心地良いと思われる居場所は、人それぞれであることが改めて分かりましたので、多様な居場所づくりに取り組んでいく必要があります。	子ども・若者に関する声を聴く取組を通じ、若者の居場所づくりの必要性を改めて把握できましたので、記載のとおり追記しました。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	修正前	修正後	修正の方向性
8	25	第2章 子どもたちを取り巻く現況	4 計画策定に向けた課題	課題8 若者への支援	—	<p>課題8 若者への支援</p> <p>・若者は、進学、就職、結婚、子育てなどのライフイベントを迎える人生の重要な節目を迎える時期であり、多く喜びがある一方で、様々な葛藤や課題に直面することもあります。</p> <p>・経済的基盤の弱化は、暮らしに多くの影響を与えるため、希望に添った就労支援を行う必要があります。</p> <p>・ニートやひきこもりといった社会から孤立している若者に対する支援も重要ですが、こうした若者には情報が届きにくいため、関係機関と連携していく必要があります。</p>	若者の支援機関との意見交換を通じて把握した課題を追記しました。
9	28	第3章 子ども・子育てビジョン	2 基本姿勢と基本目標	基本目標1	—	<p>若者たちが抱える多岐にわたる課題に対し、切れ目のないサポートを提供することで、若者一人ひとりが、希望を持ち、新たな社会の担い手になれるよう、必要な支援を実施していきます。</p> <p>また、若者の意見が地域づくりに反映されるよう、若者の声に耳を傾け、主体的な社会参画を促す仕組みづくりを行いながら、江別市で過ごす若者が、安心して学び、働き、暮らし、そして自分らしくいられるまちを目指します。</p>	若者支援に関する目標を追記しました。
10	30	第3章 子ども・子育てビジョン	3 施策の体系	施策の展開	(2)子どもの活動の場となる環境の整備	(2)子ども・ 若者 の活動の場となる環境の整備	居場所づくりに関する項目に、若者を追記しました。
11	30	第3章 子ども・子育てビジョン	3 施策の体系	施策の展開	—	(3)若者の就労・キャリア形成の支援	就労やキャリア形成に関する施策の展開事項を追記しました。
12	32	第4章 総合的な施策の展開	基本施策	—	基本施策1-2 子どもの活動の機会や居場所づくり	基本施策1-2 子ども・ 若者 の活動の機会や居場所づくり	居場所づくりに関する項目に、若者を追記しました。
13	32	第4章 総合的な施策の展開	基本施策1-2	(1)居場所づくり	—	また、中高生については、放課後に気軽に集まる居場所づくりを進めます。なお、その際には、市内に4つの大学があるという江別市の強みを生かし、中高生が大学生と交流できる機会等の創出に努めます。	中高生の居場所づくりに関する基本施策を追記しました。 居場所づくりに当たっては、若者でもある大学生との連携にも意識しながら、両者にとって価値ある居場所となるような施策の方向性としました。
14	33	第4章 総合的な施策の展開	基本施策1-2	(3)若者の就労・キャリア形成の支援	—	(3)若者の就労・キャリア形成の支援 ※文言は、素案のとおり	若者の就労・キャリア形成の支援に関する基本施策を追記しました。 若者の支援機関の皆さんの意見をもとに就労に関する取組に特化して記載しています。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	修正前	修正後	修正の方向性
15	45	第4章 総合的な施策の展開	基本施策3-2	(1)住環境の整備	-	多様化する地域ニーズを把握し、都市公園としての役割分担、適正配置に努めながらも、子どもの遊び場の確保や、安心して子育てができるよう、子育て世代や地域住民との交流機会の創出に資する公園環境づくりを進めます。	国や市の公園づくりの方向性を子ども計画の中に追記しました。
16	61	第5章 量の見込みと提供体制	4 地域子ども・子育て支援事業の量と見込みと提供体制	(15)乳児等通園支援事業	-	なお、乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、地域の教育・保育施設と連携し、利用終了後の受け入れ枠の確保及び乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制の整備に努めます。	子ども誰でも通園制度の実施に向け、本制度の利用以降の対応について追記しました。
17	88~92	資料	3 江別市子ども・若者の意識や生活に関するアンケート調査	-	-	追加 <u>※文言は、素案のとおり</u>	アンケート調査結果を資料として追記しました。
18	93~94	資料	4『理想のまち・えべつ』を語ろう！(ワークショップ)	-	-	追加 <u>※文言は、素案のとおり</u>	ワークショップ結果を資料として追記しました。
19	97	資料	3 江別市子ども・子育て会議	(2)江別市子ども・子育て会議委員名簿	-	追加 <u>※文言は、素案のとおり</u>	構成委員の変更がありましたので、追記しました。
20	100	資料	3 江別市子ども・子育て会議	(3)計画策定の経緯	-	追加 <u>※文言は、素案のとおり</u>	令和7年度の実施状況を追記しました。
21	115	資料	7 江別市子ども計画(案)意見公募(パブリックコメント)結果について	-	-	追加 <u>※文言は、素案のとおり</u>	パブリックコメントの実施に向け、現時点で項目のみ追記しました。
22	116	資料	8 江別市子どもが主役のまち宣言	-	-	宣言文の追加	宣言文を資料に追記しました。
23	123	資料	9 用語説明	-	-	■若者 「若者」についての法令上の定義はないが、本計画で「若者」とは、子ども大綱に基づき、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)と青年期(おおむね18歳以降から、おおむね30歳未満)の者をいう。	若者という文言について、本計画上の定義を追記しました。